

マイナンバー制度における情報連携の「試行運用」実施にあたり、個人番号提供書兼同意書※への個人番号（マイナンバー）等の記載及び個人番号（マイナンバー）確認書類の提示について、ご協力をお願いします。

- ・ 今後、情報連携の「本格運用」が開始され、一部の添付書類（課税証明書、医療保険の資格情報が確認できる資料）の提出が省略可能となる予定ですが、それまではマイナンバー制度による情報連携の「試行運用中」となりますので、下記（１）、（２）に沿って手続きいただくとともに、引き続き従来と同様の添付書類の提出をお願いします。
- ・ 「試行運用期間」においては、マイナンバーを用いた情報連携による事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理の結果について、確認・検証を行います。

（１）個人番号提供書兼同意書※に必要事項を記載

個人番号提供書兼同意書の様式に記載されている内容に従い、必要事項を記載してください。

以下のとおり、申請の種類ごとに様式が異なりますのでご注意ください。

※使用する個人番号提供書兼同意書の様式

申請の種類	様式
肝炎治療費助成	様式第４号の９
肝がん・重度肝硬変治療研究促進	別紙様式 1-2
肝炎定期検査の費用助成	様式 6

（２）個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元確認書類を提示

裏面の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 ※郵送の場合は①②のコピーを同封してください。

①	申請者本人の個人番号確認書類（いずれか1点）		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（顔写真付） 個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合のみ） ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。
②	申請者本人の身元確認書類（アからウのいずれか）	ア	<input type="checkbox"/>	個人番号カード（顔写真付）
		イ 1点 顔写真付	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 運転経歴証明書 特別永住者証明書 パスポート 療育手帳 在留カード 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳 等
		2点	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 児童扶養手当証書 印鑑登録証明書 年金手帳 納税証明書 源泉徴収票 公的医療保険の被保険者証 市町村民税課税（非課税）証明書 肝炎治療受給者証 住民票 等

申請者の代理人が手続きする場合 ※郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください。

①	申請者本人の個人番号確認書類（いずれか1点）		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（顔写真付） 個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合のみ） ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。
②	代理権確認書類 いずれか一点		<input type="checkbox"/>	【任意代理人】（申請者の家族、ケアマネージャー等） ・個人番号の提供に関する委任状 【法定代理人】（申請者が未成年の場合の親権者、申請者の成年後見人） ・家庭裁判所の選任通知・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（続柄記載）等
③	代理人の身元確認書類（エ、オのいずれか）	イ 1点 顔写真付	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 運転経歴証明書 特別永住者証明書 パスポート 療育手帳 在留カード 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳 等
		2点	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 児童扶養手当証書 印鑑登録証明書 年金手帳 納税証明書 源泉徴収票 公的医療保険の被保険者証 市町村民税課税（非課税）証明書 住民票 等

※患者本人が18歳未満の場合、申請者は保護者となります。この保護者が来庁する場合、委任状は不要です。
ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合は委任状が必要です。

世帯員の個人番号が確認できる公的書類

窓口で世帯員の個人番号（マイナンバー）確認を行うので、世帯全員の以下①又は②のいずれか（またはその写し）をご持参ください。

①個人番号カード ②個人番号通知カード

※DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、マイナンバー制度における情報連携の実施時に、所在地の特定につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、窓口へお申し出ください。